

【2. 任意提出と義務提出の要件】

Q2-1. 地球温暖化対策報告書の提出が義務となるかどうかの判断は、どのようにすればよいですか？

A2-1. 法人単位で事業所等（年間のエネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満）のエネルギー使用量を合算して3,000kL以上になった場合は報告書の提出が義務付けられます。この判断は各事業所において行っていただき、都から提出義務についての指定行為はありません。また、都が実施する調査において、義務提出事業者でありながら地球温暖化対策報告書を提出していない事業者であることが判明した場合には、義務違反者として指導の対象となります。

Q2-2. 前年度の原油換算エネルギー使用量の算定結果が3,000kLを下回った場合は義務提出要件に該当しないと思うのですが、自己判断で報告書を提出しなかったことで、義務提出対象事業者なのに提出しなかった事業者と間違われる可能性がありますか？

A2-2. 事業者として複数の事業所等を合算したエネルギー使用量が3,000kLを上回り提出義務となるかの判断は、事業者自ら設置している事業所等の前年度のエネルギー使用量を集計した結果によることになります。東京都は、事業所等における年間のエネルギー使用量を必要に応じて確認する、という形で義務の履行状況を把握していきますので、その際に前年度の原油換算エネルギー使用量が3,000kLを下回る算定結果を提示していただき、その妥当性が確認されれば、義務提出対象事業者なのに提出しなかった事業者と間違われるということはありません。

Q2-3. 今までは年間の原油換算エネルギー使用量の合算値が3,000kL以上であり、報告書の義務提出者であったが、昨年度は3,000kLを下回った場合、報告書の提出が義務ではなくなるが、なにか手続が必要ですか？

A2-3. 報告書の提出義務を免れるためには、義務要件に該当しなくなったことについて知事の確認を受ける必要があります。具体的には、3,000kL/年を下回った年度の地球温暖化対策報告書を提出し、知事から「地球温暖化対策報告書提出義務要件非該当確認通知書」を受領することによって義務の免除となります。ただし、「地球温暖化対策報告書提出義務要件非該当確認通知書」を受領した年度を含め、再び、都内の事業所等の年間のエネルギー使用量の原油換算値の合計が3,000kL/年以上になった場合には、再度義務が課されます。

Q2-4. 一つのビルに自己の営業所と支店が違うフロアに別々に入っています。この場合、2つを合わせれば30kL/年を超えますが、個々では30kL/年未満です。この場合は、事業所としての扱いはどのようにになりますか？

A2-4. 同一のビルに複数のフロアを借りている場合、その複数のフロアが同じ名前の営業所などのように対外的に一体性を持っている場合は、複数のフロアを合わせて1事業所として扱うことになります。

- ・別の事業所となる例：A事業者の首都圏支社と東京営業所が同一ビルの別フロアに存在

する場合

- 1つの事業所となる例：A事業者東京営業所の管理部と営業部が同一ビルの別フロアに存在する場合

